

## 新婚家庭家賃助成金について

市では、少子化・人口減少の対策として若年層への定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に、家賃の一部を予算の範囲内において家賃助成金として交付します。

○交付対象者（すべての要件を満たす方）

①家賃助成金の交付申請をする日前3年以内に婚姻届を提出している方

※新郎新婦のいずれか一方または双方が再婚であっても要件を満たす場合は対象となります。

②平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録を行っている方

※市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、夫婦いずれかの親が所有する住宅及び賃貸住宅は対象となりません。

③夫婦いずれもが申請時に40歳未満である方

④申請者及び同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額510万円以下である方

⑤家賃が月額5万円以上である方

※共益費、管理費及び駐車場代等を除く。

⑥他の公的制度（生活保護等）により家賃補助を受けていない方

⑦申請者及び同居者全員が市税等を滞納していない方

⑧家賃を滞納していない方

⑨この要綱に基づく助成を受けたことがない方

○助成金額 月額1万円を年1回交付

※家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額。

○助成期間 申請のあった翌月から最長36か月

○助成金の申請

①家賃助成金交付申請書

②住民票（世帯全員の記載のあるもの）

③戸籍謄本等

④申請者及び同居者全員の市税等の滞納がないことを証する書類

⑤申請者及び同居者全員の課税証明書または非課税証明書

⑥民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

⑦住宅手当支給証明書

⑧その他市長が必要と認める書類

※家賃助成金の交付申請書は本庁都市建設課に用意してあります。

○受付期限 平成27年2月27日（金）

※土・日曜日、祝日を除く。

**問 本庁 都市建設課都市整備G ☎52-1111 内線253 FAX 53-5415**

## 野生の山菜及び生しいたけ（ハウス栽培）の販売について

これから、山菜のシーズンを迎えます。

本市では、山菜のコシアブラが国の出荷制限を受けていて、出荷販売ができませんのでご注意ください。それ以外の野生の山菜を販売する場合には、他の農産物と同じように、必ず出荷販売する前に放射性物質の自主検査を実施し、放射性セシウムが基準値（100Bq/Kg）を超えている野生の山菜を販売しないようお願いします。

また、生しいたけ（露地栽培）の販売については、現在も国の出荷制限を受けていて、出荷販売ができませんのでご注意ください。

なお、生しいたけ（ハウス栽培）については、出荷制限等は受けていませんが、出荷販売する前に自主検査を実施したうえで販売するようお願いします。

**問 本庁 農林課農林畜産振興G ☎52-1111 内線202**